

合二對シ、本月十五日迄ハ從來、借銀ヲ支給シ同十五日ヨリニ割、十一月一日ヨリ更ニ  
三分ヲ値下スヘクレ要求セルカ事業主側  
ハ之ニ對シ、本月十五日迄ハ從來、借銀ヲ支給スルモ其後ハ斷然ニ割五分値下スヘシ  
ト答ヘ各主張ヲ固持シテ下ラサリシモ結局  
勞資双方尙熟考スルコト、ナリ同九日勞資  
双方共組合役員會ヲ開キ其結果ニ依リ更ニ  
交渉シタルニ職工側ハ、本月十五日迄ハ從來  
ノ貸銀ヲ支給シ全日以後ニ割値下スヘク其後  
更ニ值下スルコトアルモ十一、十二兩月間ハ  
前記値下ヲ併セニ割五分以上、値下ヲ為サ、  
ル旨、保證ヲ與ヘヨリト迫リタルニ對シ事業  
主側ハ前回交渉ニ於ケルト治ト同意見ニテ  
即牛本月十五日ヨリ断然ニ割五分ヲ値下ス  
ヘク殊ニ昨今、如ノ製品、器具、相場變調ニ  
際シ今後、借銀迄保障又能相ハス、ト拒絶

セシヲ以テ本交渉ハ終ニ不調ニ帰シ其結果  
職工側ハ申合セニ依リ北大阪方面ニ於ケ  
ル若干工場ニ於ケル職工三(友禪工組合員ハ  
本日ヨリ罷業ヲ爲スニ至レリ)一面職工側  
ハ之等各工場ノ代表者約百五十名ハ本日  
午後一時ヨリ西成郡豊崎町字本庄豊崎  
館(寄席)ニ集合今後ノ對策ニ關シ  
(1)罷業監視員ヲ設ケルコト(般人ヲ一組トスルニテ四五組ニ  
分ナガラ前方工場ヲ巡回セシム)  
(2)十一日前中ハ各文部ニ於テ開係問屋筋、  
ヲ歴訪生産過剰、數量及其方針ヲ聽取

(二) 今日ヨリ事業主側就中態度最も強硬  
詐解ノル中一物製造工場ヲ訪問其ノ  
組合總會ヲ開キ今後ノ方針ヲ決定スル  
コト